

### 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者を対象とする主な保証制度の概要

	セーフティネット保証4号	セーフティネット保証5号	(セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号又は一般保証で利用可)			危機関連保証
			県経営円滑化貸付－新型コロナウイルス対策貸付	県経営活性化資金－コロナウイルス対策	県借換等貸付－コロナウイルス対策	
対象者	指定を受けた地域で1年以上継続して事業を行っており、コロナウイルス感染症の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる者 指定期間：令和2年2月18日～同年6月1日 指定地域：47都道府県	指定業種（508業種）に属する事業を行っており、最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少している者。 ※令和2年2月以降の直近3か月の売上高等が算出可能となるまでは、直近の売上高等が前年同期比で5%以上減少しており、かつ、売上高等見込みを含む3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少している場合も可とする（時限的な運用緩和）。 ※原油価格高騰の影響を受けている者も対象となる。 指定期間：令和2年1月1日～同年3月31日	県内で1年以上同一事業を営む中小企業者等で、新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受け、最近1か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している者  ※経営円滑化貸付－売上減少の利用も可 この場合の保証限度額は1億円、金利0.8% 借換も既存の県円滑化貸付のみ可となる。	次の①から④の全てに該当する中小企業者 ①県内で1年以上同一事業を営む者 ②取扱金融機関と1年以上の与信取引がある者 ③税務署の受付印のある直近期の決算書が提出可能な者（個人事業主については青色申告を行っている者） ④県内で1年以上同一事業を営む中小企業者等で、新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受け最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している者	県内で1年以上同一事業を営む中小企業者等で、次の①～③のいずれかに該当し、かつ④～⑤に該当する者。 ① 兵庫県中小企業融資制度の借入残高がある者。 ② 平成29年3月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度の借入残高がある者。 ③ ①又は②の他に、兵庫県信用保証協会保証付融資の借入残高がある者。なお、当該保証付融資は借入残高のうち1/2以上が①又は②の融資によるものであること。 ④ 借換による返済負担の軽減により、経営の安定や改善が見込まれ、かつ、返済見込のある者 ⑤ 新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受け、最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している者	最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる者 指定期間：令和2年2月1日～令和3年1月31日 ※県経営円滑化－危機対応貸付を利用可
保証限度額	2億8,000万円	2億8,000万円	2億8,000万円	5,000万円（運転資金のみ）	2億8,000万円	2億8,000万円
保証期間	概ね10年以内（運転は10年以内に限る）	10年以内（うち据置2年以内）	10年以内（うち据置2年以内）	10年以内（うち据置1年以内）	10年以内（うち据置1年以内）	10年以内（うち据置2年以内）
保証料率	0.90% ※県経営円滑化貸付を利用する場合 0.80%	0.80%	セーフティネット保証4号、5号 0.80% 一般保証 0.45%～1.90%			0.80%
貸付利率	金融機関所定金利 ※自治体制度融資を利用する場合、同融資の貸付利率が適用される。	0.70%	0.70%	金融機関所定金利	0.70%	金融機関所定金利 ※自治体制度融資を利用する場合、同融資の貸付利率が適用される。
保証割合	責任共有対象外（100%保証）	責任共有対象（80%保証）	セーフティネット保証4号を利用した場合→責任共有対象外（100%保証） それ以外の場合→責任共有対象（80%保証）		セーフティネット保証4号を利用した場合→責任共有対象外（100%保証） それ以外の場合→責任共有対象（80%保証）	責任共有対象外（100%保証）
借換可否	借換可（責任共有対象外の既保証のみ）	借換可	借換不可	既存の県経営活性化資金のみ借換可 ※責任共有対象外の貸付で、責任共有対象の既保証を借換できない	原則として、既存の県融資制度のみ借換可 ※責任共有対象外の貸付で、責任共有対象の既保証を借換できない	借換可（責任共有対象外の既保証のみ）
必要書類	「認定書」原本 ※借換を行う場合は「事業計画書（借換保証用）」が別途必要	「認定書」原本 セーフティネット保証の場合→「認定書」原本（県制定の「確認書」は不要） ※セーフティネット保証で借換を行う場合は「事業計画書（借換保証用）」が別途必要	県制定の「確認書」 セーフティネット保証の場合→「認定書」原本（県制定の「確認書」は不要） ※セーフティネット保証で借換を行う場合は「事業計画書（借換保証用）」が別途必要		県制定の「確認書」及び「事業計画書」 セーフティネット保証を利用した場合→「認定書」原本、県制定の「事業計画書」が必要（県制定の「確認書」及び「事業計画書（借換保証用）」は不要）	「認定書」原本

※保証限度額について

セーフティネット保証、災害関係保証(東日本大震災分)、災害関係保証(危機関連対象分)、東日本大震災復興緊急特例、危機関連保証は、合算して、普通保険4億円以内(組合の場合は8億円以内)、無担保保険1億6,000万円以内、特別小口保険4,000万円以内の制限を受ける。

なお「県経営円滑化貸付－新型コロナウイルス対策貸付」「県経営活性化資金－コロナウイルス対策」「県借換等貸付－コロナウイルス対策」については、貸付限度額に読み替える。